

9 条改正の目的を探る

高崎経済大学 経済学部経済学科

101-103 角田広

- 目次 -

p 02	はじめに
p 03	第 1 章 憲法 9 条の考察
	第 1 節 9 条 1 項 通説の見解
	第 2 節 9 条 2 項 多数派の見解
p 06	第 2 章 自衛隊と安保条約の考察
	第 1 節 憲法 9 条からの視点
	自衛隊は合憲か
	戦力とは何か 学説と政府解釈
	安保条約は合憲か
	第 2 節 処遇について
	自衛隊をどうするべきか
	安保条約をどうするべきか
	第 3 節 消滅の影響
	自国防衛の必要性 杞憂ではない
	自国防衛の方法 警察力以上の力は行使できない
	自国防衛の方法 他国を頼ることができるか
	自国防衛の方法 その他の方法
p 13	第 3 章 戦力の不保持に固執することの問題点
	第 1 節 平和と軍縮のための運動の必要性
	第 2 節 平和の実現と PKO、PKF
p 16	まとめ
p 17	参考文献、注釈

はじめに

現在、与党である自民党が中心となって憲法改正に向けた動きが活発になっており、意見調整や試案作成が進んでいる。わが国において憲法改正の動きが起こるのは今に始まったことではないが、21 世紀に入りその動きは確かな加速をしているようである。

憲法改正における最大の焦点が世界に類を見ない崇高な理念である、憲法 9 条であることは間違いなが、憲法 9 条に関する議論が改正の方向で一致を見ているわけではないことには注意が必要であろう。改正を断固阻止しようとする意見も根強いからである。

9 条改正に賛成であっても反対であっても、それが合理的根拠に基づくのならば、人それぞれであろうと私は考えている。しかし改正阻止の意見は、しばしば憲法 9 条の規定を存置することのみに固執してはいないだろうか。とりわけ「軍国主義への回帰だ」、「9 条改正は戦争を起こすための布石である」と声高に叫ぶ姿を見ると、9 条改正の問題をイデオロギーや諸個人の好みの問題と履き違えているのではないかとさえ、勘ぐりたくなってしまう。

戦後日本は安全保障の問題にあたって、憲法 9 条の中の第 2 項を遵守してきたとは到底言えない経緯を持っている。より端的に言えば、戦後日本はたとえ 9 条 2 項に抵触しようとも、自衛隊と日米安全保障条約に頼ってきた(頼らざるを得なかった)経緯を持つのである。憲法にどのような規定があるのかは大切だが、憲法に則って政治が行われていなければ意味がない。真に 9 条を守るのであれば、その溝を埋めることこそが重要だと気づくべきであろう。

本稿ではいささか逆説的になるが、いかなる問題乗り越えれば一切の戦力の不保持を謳う 9 条 2 項を遵守できるのかを考察し、日本が 9 条 2 項のみに固執するのが得策ではないことを見ていきたい。そして、ひいては 9 条改正の動きが侵略戦争を起こす布石などではなく、それらの問題乗り越えるためのものであることを明らかにしたい。

9 条改正の問題は私たち国民一人一人が、これから日本という国でどのように生きていくのかに直結する問題である。頑なにとらえ現実を見誤らないことを願ってやまないが、本稿が諸個人にとっての正しい判断の助けとなれば幸いである。

第1章 憲法9条の考察

現行の憲法9条が何を規定しているのかを知らなければ、9条改正の是非は判断できない。ゆえに、憲法9条各項が「何を規定しているのか」、より端的には「何を禁じているのか」から見ていくことにしたい。

第1節 9条1項 通説の見解

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
(日本国憲法9条1項)

条文から明らかなように9条1項は「戦争等の放棄」を謳っているが、解釈に際しては、とりわけ戦争という語の射程が問題となっている。戦争は講学上、侵略戦争と自衛戦争ⁱに分類されるが、片方のみを放棄しているのか、それとも両方を放棄しているのかが非常に大きな違いを生むためである。結論から言えば、9条1項は侵略戦争のみを放棄しており、自衛戦争は放棄していない(全面的な放棄ではない)と考えられる。これは学説の中の通説的見解でもある。以下その理由を見ていきたいⁱⁱ。

その理由は2つ存在する。1つは、「国際紛争を解決する手段としては」という留保がついていることである。すなわち国際紛争を解決する手段以外ならば、必ずしも戦争等を放棄してはいないと読めるのである。もう1つは、国際法上の用語例に従うということである。国際法上「国際紛争を解決する手段としての戦争」とは、具体的には侵略戦争を意味するからである。

以上の理由から、9条1項は侵略戦争と侵略的意思を持った武力の使用を禁じているとの見方が大勢的でありⁱⁱⁱ、私もこの見解が妥当であると考えてるのである。

第2節 9条2項 多数派の見解

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。(日本国憲法9条2項)

「一切の戦力と国の交戦権^{iv}を放棄する」と書かれているとしか読めない9条2項であるが、見解は対立することが多い。それは条文解釈の問題ではなく、自衛戦争も否定されてしまうという帰結によるものであろう。

9条2項の解釈にあたっては様々な説があり、錯綜しているのが現状ではある。しかし解釈の帰結からは、「一切の戦力と一切の交戦権が否定されている」と考える多数派と、「侵略のた

めの戦力と侵略のための交戦権のみが否定されている」と考える説^Vの 2 つに分けられ、前者こそが正しいと考える。解釈の帰結の相違は、条文中の「前項の目的を達するため」という文言をいかに解するかによって起きるものだが、主だったものを挙げて、順に見ていくことにしたい。

前項の目的とは、1 項のどの部分を指すのか。

侵略戦争という一語である と解する説

侵略戦争を放棄する目的 と解する説 (A 説)

以上が、「侵略のための戦力と侵略のための交戦権のみが否定されている」と考える説であり、

侵略戦争を放棄する目的 と解する説 (B 説)

9 条 1 項冒頭の言葉をさす と解する説

9 条 1 項全体をさす と解する説

は、「一切の戦力と一切の交戦権が否定されている」と考える多数派の説である。

A 説と B 説とは、前項の目的という文言を「侵略戦争を放棄する目的」と読むことは同じだが、結論が異なる説のことであり、便宜上このようにわり分けている。

について

この説によれば 9 条 2 項は、「侵略戦争の目的を達するための、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」となるが、既に見てきたとおり 9 条 1 項は侵略戦争等の放棄を謳ったものであり、侵略戦争そのものについて触れている条項ではない。何ゆえ 9 条 1 項から侵略戦争という語句のみを引き出さなくてはならないのかが説明できず、不適切と言えるだろう。

について

この説によれば 9 条 2 項は、「侵略戦争を放棄するという目的を達するため、(侵略戦争等のための)陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と解することになるが、この説よりも 説の方が適切であると考え。侵略目的の戦力と自衛目的の戦力というものは講学上の概念にすぎず、本説を採用すると、結局のところ戦力を持つことに歯止めがないことになるためである。また、なぜ括弧でくくられたような限定の言葉を補うのかが説明できないことも理由となるであろう。

について

この説によれば 9 条 2 項は、「侵略戦争を放棄するという目的を達するため、(一切の)陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と解することになる。これは今までの説とは異なり、日本語として無理がなく妥当と言えるだろう。

について

この説は『正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し』をさすと考えるものであるが、これによれば 9 条 2 項は、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求するという目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と解することになる。希求とは「願い求めること」であるが、結論から言えば、この説よりも 説と解するほうがはるかに賢明であろう。人が願いそのものを叶えるのに行動を要しないこと(願うから行動するの間違いであること)と、わが国が一切の戦力を有しないことが、国際平和の実現にとって必要十分条件ではないことがその理由である。

について

この説によれば 9 条 2 項は、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求するがゆえに、侵略戦争を放棄するに至った。その目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と解することになる。9 条 1 項冒頭の言葉が軍備撤廃を決意するに至った動機を示すと解され、侵略戦争の放棄という目的にかかっているが、直接目的を「侵略戦争を放棄する」と解するところは 説と変わりなく、この説も妥当であると考ええる。

ゆえに 9 条 2 項は、 説もしくは 説を経由して「一切の戦力と一切の交戦権が否定されている」と解するのが正しいと考える。つまり日本国憲法 9 条とは、「侵略戦争等の放棄」という目的を、「一切の戦力と、一切の交戦権の否定」という方法で実現しようとするものだと分かるのである。一切の戦力を有していなければ侵略戦争等をしかけられるはずがない。この意味においてこれほど確かな方策はないであろう。しかし、これは「自動車事故をなくすために、自動車はすべて保持するべきではない」と言っているのに等しくも感じられないだろうか。以降、本稿ではそのことについても考えていくことにしたい。

§ 第 2 章 自衛隊と安保条約の考察

第 2 章 自衛隊と安保条約の考察

第 1 節 憲法 9 条からの視点

戦後わが国は徹底した平和主義^{vi}を採用するに至ったが、国際的な軍事情勢と無関係であったわけでもなければ、自国防衛の必要性に迫られなかったわけでも決してなかった。比較的早い段階から現在に至るまで、わが国の安全保障の要となるものは自衛隊と安保条約(日米安全保障条約)の存在だったのである。

ゆえにこの 2 つは、現在の日本の安全保障にとって欠かすことのできないものと言えるが、同時に憲法に抵触している疑いのもっとも強い存在でもある。本節ではそのことを見ていくことにしよう。

自衛隊は合憲か

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。(日本国憲法 9 条 2 項)

9 条 2 項が一切の戦力の保持を禁止していると解することが適切なことは、既に見てきたとおりである。仮に、「自衛隊は軍隊ではない。だから航空部隊は航空部隊であって、空軍ではない」と主張してみたところで、“その他の戦力”に該当するのは明らかなのである。結論から言えば、自衛隊は 9 条 2 項に抵触していると言わなくてはならないだろう^{vii}。

だが一方で、政府解釈を始めとして、自衛隊は合憲であるとする主張も多い。しかし、それらは法学的な帰結ではなく、多分に政治的判断を含むものである。自衛隊を合憲とする政府解釈らが妥当ではないことを明らかにするためには、戦力とは何かについて見る必要がある。項を改めて考察していくことにしよう。

戦力とは何か 学説と政府解釈

現在の政府解釈は 9 条 2 項における戦力を以下のように解している。

『自衛権^{viii}は国家固有の権利として 9 条のもとでも放棄されておらず、よって自衛権を行使するための実力を保持することも憲法上容認される。ゆえに、自衛のための必要最小限度の実力は、憲法で保持することが禁じられている戦力にはあたらない』

自衛権が本当に憲法をもってしても放棄できないものなのかについては議論の余地があるが、政府解釈はつまるところ、自衛隊は自衛のための必要最小限度の実力にすぎないから憲法に抵触しないと考えているようである。しかし、この「戦力」と「必要最小限度の実力」という語

を使い分ける見解も正しいとは言えないのが現実だろう。それは、必要最小限度の実力という語の概念が明確でなく(判断基準が一切示されておらず)、あまつさえ“その時々国際情勢によって変化する”と説明しているためである。これでは世界の軍事情勢如何によっては、核兵器さえも戦力ではないということになってしまい、「何のための9条なのか」ということになるだろう。

他方、学説等は以下のように論じている。

『戦力と非戦力を区別するものは国内治安のための警察力以外には存在しない。ゆえに、警察力より過大なものはすべて戦力である』

これほど明瞭な基準はなく、私もこの見解こそが正しいと考える。今日存在する自衛隊は他国の軍隊と比較しても勝るとも劣らないと評価されることが多い^{ix}。少なくとも警察力とは相容れない存在なのは明らかであり、法学的には「もちろん違憲である」と考えるのである。

安保条約は合憲か

現在、日本とアメリカとの間には日米安全保障条約が結ばれており、自衛隊と合わせて日本の安全保障の要となっていることは既に述べたとおりだが、結論から言えば本条約も「違憲である」と言わなくてはならないだろう。

それは当該条約が自衛隊の存在を前提としている軍事同盟的色彩が強いことによる。既に見たとおり自衛隊そのものは憲法9条に抵触している存在なのである。その自衛隊の存在を前提としているのならば、当該条約も違憲なのは当然であろう^x。

§ 第2章 自衛隊と安保条約の考察

第2節 処遇について

第1節では自衛隊と安保条約が徹底した平和憲法のもとでは容認されない存在であることを見てきた。憲法理念を遵守しようとした際、自衛隊という組織と安保条約はどうすべきなのかをここで見ていくことにしよう。

自衛隊をどうすべきか

誰でも思いつく、もっとも簡単な解決方法は自衛隊を解散させることであろう。しばしば本当にこのように主張している人がいて驚かされるが、多くの人が自衛隊に所属することで生計を立てている現状や、自衛隊学校に通っている生徒・学生の将来を考慮しておらず、暴論の域を出ない。(もちろん自衛隊に関わるすべての人の就職先や進路先を、国家が政策として本当に保証できるというのならそれでもよい。しかしそれも無謀な話だろう)

ゆえに考えられる策は、今日ある自衛隊を警察組織に準ずる組織に改組するというものである。自衛隊の任務の1つには災害救助なども含まれているから、災害救助組織でもよいだろう。とにかく警察力に準ずると考えられる何かか、あるいは全く別な組織にする必要があるのである。

安保条約をどうすべきか

結論から言えば、徹底した平和主義を貫く場合、現在締結されている安保条約は破棄もしくは憲法に抵触しない形で再締結する必要がある。しかし、この作業は並大抵のことではない。以下その理由を見ていきたい。

まず破棄に関してである。これはアメリカが同意しない蓋然性が極めて高い。それはアメリカにとって日本にある軍事基地が、地理的条件から極めて重要な意味を持っている^{xi}ことなどに起因する。アメリカの勝手な言い分と受けとる向きもあるかもしれない。しかし条約とは国家間の約束事であり、一方的に反故にするわけには行かないことを知るべきであろう。それは憲法98条2項の精神にも反することだからである。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。
(日本国憲法98条2項)

もっとも憲法と条約のどちらが優先されるのかという話になれば、通説は憲法が優先されると考えているし(いわゆる憲法優位説)、私もそのように解しているが、それでもなお「条約を蔑ろに

してよいわけではない」というのも通説の見解なのである。アメリカが日本と同盟国であることの意義を失わない限り(もっともそのような状況に陥るのは、日本にとって大変好ましくないと思われるが)、破棄の方法(または条約失効後、二度と締結しない方法)は不可能であると考えられるのである。

では、憲法に抵触しない形で再締結する方法はどうだろうか。それも「アメリカに基地を駐留させることのみを認める新条約ならば、アメリカの同意は得られるはずだ」と考えたとする。確かにその方法ならばアメリカの同意が得られる可能性があり、また憲法 9 条に明らかに抵触するというわけでもない。しかし、事はそう単純ではないのである。以下、考えてみたい。

第三国から侵攻されたときアメリカには日本を守る(集団的自衛権^{xii}を行使する)義務が存在する。他国の軍事基地が領土内に存在するという“異常事態”を日本が長らく容認しているのは、本事情によるところが大きいと思われる。しかしアメリカにしてみれば、この取り決めは「自衛隊がいればこそ」のものであるのだ。他国民を守るために多数の自国民の命を危険にさらす道理はない。協同して事態にあたることはアメリカも了承しているだろうが、完全な騎士役をかって出ることまでは了解していないだろう。とすればアメリカは日本防衛の義務を放棄しようとするのが考えられるが、では何のために日本は自国領土を他国の、それも軍事基地に提供するのかという話になりはしないだろうか。

そもそもにして、アメリカ関係者からはこの条約はすこぶる評判が悪い。それはアメリカのみに防衛の義務があり、日本にアメリカを防衛する義務がない(片面的な)ためである。しかも困ったことに批判に際しては、日本が防衛義務を負わない代わりに毎年アメリカに巨額の支援金を払っていることや、そもそも日本国憲法の徹底した平和主義が日本占領時のアメリカの強い意向があって成立したことなどは、考慮されていないようである。

ゆえに過去アメリカは安保条約の軍事同盟的色彩を強めようとしてきたし、現在もそうしているのである。そのような状況で安保条約は「なかったことにしたい」あるいは「もっと緩やかなものにしよう」と言ってみたとところで、納得してもらえないのは火を見るよりも明らかではないだろうか。自衛隊の存在は自国内部のことであるのに対して、安保条約は他国との交渉が必要となる。利害や思惑の食い違いは国内問題以上に生じることを忘れてはならないだろう。

話をまとめておこう。徹底した平和憲法を遵守するならば、上記のような解決不可能に思われるような問題があろうとも、安保条約は円満に破棄もしくは憲法に抵触しない形で再締結する必要があるのである。

§ 第2章 自衛隊と安保条約の考察

第3節 消滅の影響

第2節 においては安保条約問題の円満な解決方法は提示できなかった^{xiii}が、どうにか解決できたものとして話を進める。その際の、すなわち徹底した平和憲法を遵守するべく自衛隊と安保条約を消滅させた場合の、もっとも大きな問題は安全保障が弱体化することであろう。すなわち自国防衛の方法が極めて限られた、かつ脆弱なものとなることを覚悟しなくてはならないのである。ここでは自国防衛という語を3つに分けた上で、その問題を考えていきたい。

自国防衛の必要性 杞憂ではない

日本は大戦後60年近くに渡って平和を享受しており、自国防衛の必要性を唱える人のほうが危険視される傾向がある。その間、国際社会も平和への努力を一層行ってきたし、経済のグローバル化にともない他国との戦争はお互いにとって得策ではないという認識も浸透してきている。これらの事実から、「実際に侵略を受ける可能性は皆無に等しい」と言うこともできるかもしれない。

しかし、それがどれほど皆無に等しいだろうとも、皆無でない限りは備えねばならない。それは自然災害対策も安全保障も同じことである。事は一国全体、すべての国民に及ぶ。その準備が役に立たないことが一番であるのは確かでも、準備を怠るべきではないのである。

また現在の日本を取り巻く環境が決して良好なものではないことも見落としてはならないだろう。中国・韓国とは歴史問題や領土問題を抱え不和を生じているし、最大の脅威である北朝鮮はわが国の北西すぐ近くに、厳然と存在しているである。国際社会の一員である韓国や、その地位を確立しつつある中国はまだしも、北朝鮮は私たちの物差しでは計り知れない存在である。たとえこちらに非がなくても、戦争状態になる可能性は否定できないだろう。

以下、本稿では日本が一切の戦力を放棄したとして論を展開していくが、自らが戦力を持っていないからといって、戦力被害に遭わないとは限らないのである。そのことは肝に銘じておく必要があるだろう。

自国防衛の方法 警察力以上の力は行使できない

まずは自国防衛における、日本単独で実行可能な迎撃方法を考えてみたい。万が一他国に攻撃されたとき、自衛隊が解散もしくは別組織に改組されている以上、わが国に戦力は一切存在しない。日本単独で実行可能な、かつ憲法に抵触しない迎撃方法は、「警察力による迎撃」か「私たち国民自らの抵抗」の2つしかないと言えるだろう^{xiv}。

考えてみて欲しい。それがどれほど劣ったものであっても正規の軍隊に敵う警察組織という

のは考えにくいし、警察とはそうした自体を想定した組織でもない。ましてや子供老人の区別なく私たち国民一人一人が包丁などを手に正規軍に抵抗していく姿は、想像するだに恐ろしくはないだろうか。

もちろん迎撃する方法とは、日本単独で実行可能なものに限る必要は必ずしもない。他国を頼るというもの 1 つの方法である。具体的には次項でとりあげるが、不確かな(あまり期待できない)ものであり、わが国単独で実行可能なものとしては、「警察力による迎撃」か「私たち国民自らの抵抗」の 2 つしかないと覚悟しておくべきであろう。

自国防衛の方法 他国を頼ることができるか

わが国の憲法はあくまでわが国の政府を対象としたもの^{xv}(わが国の政府しか対象にできぬもの)であり、他国が警察力を超えた戦力を有していても、何ら日本国憲法には抵触しない。わが国の有事の際、その防衛に尽力してくれる他国がいても、憲法に抵触しないのは事実である。しかし問題がある。そんな国が本当にいるのかということである。既に触れてきたとおり、自衛隊が消滅し現安保条約が失効した後も、アメリカが日本を守ってくれるという確たる保証はない。他の選択肢を考えねばならないだろう。

もっとも望ましいのは国連の集団安全保障^{xvi}を頼るという方法であるが、現在に至るまで国連の集団安全保障は十分に機能しておらず、国連憲章に基づく国連軍が常備軍として正式に編成された事実も存在しない。あまり期待できないというのが実情であろう。しかし国連軍に準ずるような組織は存在するのである。1990 年に起こった湾岸戦争時の多国籍軍などがそれである。しかしここでも問題が存在する。

多国籍軍とはイラクを攻撃したアメリカ軍や NATO 軍のことであり、さらに言及すれば NATO 軍のリーダーはアメリカである。ここで私たちは 1 つの帰結を得てしまうのだ。それは、現在の国際情勢において「他国を頼る方法とは結局アメリカに頼ることに他ならない」というものである。何も「アメリカは助けてくれないだろう」と嘆いているのではない。この段階で既に現安保条約は霧散しているはずであるが、日本が他国に侵略されたとき、アメリカは“世界のリーダー”として、かつ国際情勢での自国の絶大な存在感を保持するべく、鉄槌を振るう(振るわざるを得ない)ということは十分に考えられるのだ。アメリカの助力は得られるかもしれない^{xvii}。

ならば何が問題なのか。劇的に国際情勢が変わらない限り、他国とは具体的にはアメリカであることが考えられ、「ならばなぜ軍事同盟を反故にしたのか」と受けとられることが問題なのである。また「何故、自分のこと(自国の防衛)を人任せにするのか」、「虫が良すぎるのではないか」という容赦ない批判を浴びることにもなりかねない。こうして考えてみると、「少なくともアメリカは日本があてにしてよい国ではない」とさえ言わなくてはならないだろう。

結論としては、自国防衛にあたって他国を頼ることは、「できなくもないが、その他国とは結

局のところ現在の同盟国アメリカである蓋然性が高く、道義にもとることになりかねない」と言わねばならないだろう。

自国防衛の方法 その他の方法

ここまで自国防衛の方法として、日本単独で実行可能な迎撃方法と他国を頼る方法の 2 つを見てきた。ここではその他の方法として、「不可侵条約を各国と結ぶこと」や「永世中立を採用すること」などを見ていくことにしたい。

今までの 2 つと「その他の方法」との違いは明快であろう。前者は実際に侵攻されたときに迎撃する(防衛する)方法であり、後者は侵攻を未然に防ごうとするものだからだ。不可侵条約を結んでいたにも関わらず侵攻を受けたとすれば、国際世論を味方にすることはできるだろう。そのことが他国を頼りやすくする(他国の協力を得やすくする)ことも事実ではある。しかし、他国(これはアメリカに限らなくてもよい)にも国内問題や国力の問題など複雑な事情が存在する。助けてもらえるとは限らないことは覚悟しておくべきであろう。

また付け加えておくと、日本には不可侵条約を結んでいたにも関わらず侵攻された経験があるし(ポツダム宣言受諾直前のソ連の侵攻がそれである)、日本が突然、永世中立を実現したいと言ってみたところで「何を今更」と一蹴されるのが落ちであろう^{xviii}。

以上のことから、「不可侵条約を各国と結ぶこと」や「永世中立を採用すること」は、実際に侵攻を受けた際の防衛方法としては不確かな方法であろうと考えるのである。

第3章 戦力の不保持に固執することの問題点

第2章第3節 では「日本単独で実行可能な迎撃方法」と「他国を頼る方法」以外の自国防衛の方法について触れたが、「体系的な平和外交と軍縮を促進する運動をすすめること」もこの方法に分類されると言える。どの国も戦力を有していないのならば侵略戦争など起こりえず、自国防衛を考える必要もなくなるからだ。気の遠くなるような迂遠な道ではあるが、一番必要かつ確実な方法と言えるだろう。

しかし、この「平和と軍縮のための運動」は単なる防衛方法に留まるものではない。これこそが徹底した平和憲法が推し進めるべき、推し進めたい方策であると考えられるからである。ところが9条2項を遵守するとき、この運動の一部が十分に展開できないことが考えられる。本章ではその事例について考察し、戦力の不保持のみに固執することが得策とは言えないことを明らかにしたい。

第1節 平和と軍縮のための運動の必要性

繰り返しになるが、わが国が採用している徹底した平和主義を真に遵守しようとするならば、単に日本が戦力を有していないということのみに拘って満足しているべきではない。単に戦力を持たず他国に頼って安全保障を図っているだけでは、環境負荷の高い工程を下請け会社にやらせて「わが社は地球環境に優しい企業だ」と言うようなものだ。真に徹底した平和主義を実践するならば、平和と軍縮(戦力の放棄)を国際社会の共通認識とすべく努力する必要があると言えるだろう。

しかしここで考えてみたい。「平和と軍縮のための運動の展開」は一切の戦力を持っていない状態でなければならないのだろうか。もちろん、世界最大の軍事大国に軍縮を要求されても「無条件降伏せよ」としか映らないのは理解できる。しかしそれでも一切の戦力を持たないとするのは、やりすぎではないだろうか。わが国が徹底した平和憲法を持ってから60年が過ぎた今日でも追随する国が現れず、わが国もほとんど遵守して来られなかった。国際社会はまだその段階にはないのではないか。節を改め、PKO と PKF の活動を例にその理由を考察していくことにしよう。

第2節 平和の実現と PKO、PKF

国連には、国連平和維持活動(PKO)と国連平和維持軍(PKF)という活動がある。この2つの活動は平和の促進や情勢の悪化の防止に資するものだが、わが国は厳密に言えばこれらの活動に参加することはできないと考えられる。憲法判断を棚上げにしつつ、1992年に政府が成立させた国連平和維持活動協力法によって、日本は PKO に参加するようになった。しか

しそれも、それほどの軍備を必要としない後方支援に限っての話であり、危険区域には立ち入ることができないのが実情なのである。

確かに下表に見るように、日本の PKO 予算の分担率はアメリカに次いで 2 番目に多く、アメリカ、日本両国で他国を圧倒する額を分担しているのは事実である。ただし、この支援も「金を出すだけで何もしていないではないか」と思われている可能性は否定できないだろう。

主要国の PKO 予算実効分担率(2003 年度 7 月～12 月)

	パーセント
アメリカ	26.79%
日本	19.31%
ドイツ	9.66%
フランス	7.87%
イギリス	6.74%
中国	1.87%
ロシア	1.46%

(小数第 2 位未満は四捨五入)

PKO 予算は 7 月から翌年 6 月までの 1 ヶ年予算であり、2003 年 7 月から 2004 年 6 月までの予算総額は、21 億 2882 万ドルであった。

自国内部のことでなければ関係ないと傍観するのも 1 つの手かもしれない。しかし、国際社会に貢献することは道義的な側面だけではなく、前文にもあるとおり憲法上の要請でもあるのだ。具体的な行動なくして名誉ある地位など占められるはずがない。少なくとも徹底した平和主義を標榜するのならば、傍観するというのはいただけないことを理解するべきだろう。

『われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う』 日本国憲法 前文(抜粋)

もちろん平和と軍縮のための運動は紛争地域で行えないわけではないし、民間部門の交流や技術援助も平和の実現に資する大切な活動である。また世界に 190 余りある国家間の問題を日本が全て背負おうなどと思うことが無謀であるし、その必要もないことも知るべきであろう。しかしそれらの事情は PKO や PKF といった活動に参加できないことを、完全に正当化したりしないことも忘れてはならないだろう。

先ほど「一切の戦力を持たないとするのはやりすぎであり、国際社会はまだその段階ではな

いのではないかと述べた。もし現在の国際社会が、世界政府が樹立され、貧困の問題が解決し、全ての人が概ね幸せに暮らしている状態にあるというのなら、9 条の理念も似つかわしいだろう。しかし現実には程遠いのである。残念なことだが、現在の国際社会においては、平和の実現のために話し合いだけでなく、武力による解決という方法も時に用いられている(用いざるを得ない)ことを認めねばならないだろう。徹底した平和主義が尊いものであることに異論はないが、無邪気な子供の願いと同様に、行きすぎた理想が現実対処能力を持たないことも理解すべきだと考える^{xix}のである。

現状では、戦力としか思えない自衛隊があっても憲法 9 条の縛りもあり、これらの活動に満足に参加することは難しい。かといって完全に憲法 9 条を守るならば、そもそも参加できなくなると言わねばならない。私たちはここで、戦力とは何も侵略目的のためにだけに使われるものではないことを知るのである。自衛の目的も然りであるし、平和の実現のためにも必要なのである。そのことを強く主張したいと思う。

まとめ

本稿ではここまで、9 条の規定(とりわけ第 2 項)を遵守しようとしたときに発生する様々な問題を見てきた。それは、自国防衛の方法が極めて脆弱なものになるということであり、国際貢献が難しくなるということであった。また、現安保条約をどうやって消滅させるのかという問題があることも忘れてはならないだろう。ゆえに、9 条改正の問題とは 9 条 2 項をどうするかの問題であり、9 条改正の目的とは「自国防衛の合憲化」や「国際社会への貢献」であることは間違いない^{xx}と考えるのである。

私個人はこれまで述べてきたとおり、「現在の国際情勢において 9 条 2 項を遵守することは、国家としては不可能であり、得策でもない」と考えているが、9 条改正の盲目的な支持者では決してない。「9 条改正阻止を訴えるな」と言うつもりはない。ただ、これらの問題に対する解決方法を提示する必要があることを、肝に銘じて欲しかったのである。

最後にもっとも大切なことを述べて、本稿の締めとしたい。これまで本稿は「9 条 2 項によって否定されている」とか「前文の理念に反する」など、憲法改正の問題を論じているにも関わらず、敢えて不適切な方法で述べてきた。しかし憲法 96 条 1 項にもあるとおり、憲法改正とは最終的には国民の判断に委ねられるものである。それは国家の主権が国民にあることから歴然である。ゆえに「否定されている」かの問題ではなく、私たち国民が「否定したいか」の問題であることを忘れてはならないだろう。繰り返しになるが、9 条改正の問題はとかくイデオロギーや感情の問題に転化されやすい。本稿が冷静な判断の形成に役立てば幸いである。

この憲法の改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

(日本国憲法 96 条 1 項)

参考文献

『憲法(新版)』 著; 芦部信喜 岩波書店 1997 年

『憲法第九条と自衛権(新版)』 著; 粕谷進 信山社 1992 年

『コスタリカ・カナダにおける憲法事情及び国連に関する実情調査 概要』

編; 参議院憲法調査会事務局 2004 年 1 月

『未成熟な日本の安全保障に対する姿勢の考察』

柴田康文(高松ゼミナール第1期生) 卒業論文

<http://www1.tcue.ac.jp/home1/takamatsu/199218/199218.pdf>

注釈

i 自衛権(国際法上、国家が自国または自国民に対する急迫不正の侵害を除去するため、やむを得ず行使する防衛の権利)に基づく戦争のことを言い、侵略戦争と区別される。

ii より詳しくは、粕谷進『憲法第九条と自衛権(新版)』信山社を参照願いたい。憲法第9条に関する緻密な考察は非常に参考となろう。

iii 「侵略戦争と自衛戦争を峻別することは不可能である」との立場から、9条1項の解釈において自衛戦争も放棄されていると解する説も存在する。しかしこの説は、「国際紛争を解決する手段としては」という留保が付いていることが説明できず、適切ではないであろう。

iv 戦時国際法上認められている、国家が戦争時に行使しうる様々な権利のことを言う。その例としては「相手国との通商を一方的に禁止すること」、「相手国の兵力を攻撃すること」などがある。『憲法第九条と自衛権(新版)』、50 頁参照。

v この説においては「自衛戦争のためならば戦力は持つことができ、交戦権も行使できる」と解することになる。

vi 『憲法第九条と自衛権(新版)』による表現。9条2項が自衛目的の戦力であっても不保持を謳い、自衛戦争をも否定していることによる。なお単に平和主義というのならば、それは侵略戦争を起こさないという決意に留まり、わが国で言うところの9条1項がこれにあたる。こうした規定は1791年のフランス憲法を先駆として諸国に見られるものである。それらの規定とは一線を画すものであることを示すべく本稿では使用している。また、現在の9条改正の動きが“徹底した平和主義”の放棄には繋がっても、通常の平和主義の放棄にはならない(必ずしもイコールではない)ことにも注意されたい。

vii とは言え、このことは直ちに自衛隊の行動や存在を停止させられるようなものではない。自衛隊が憲法に抵触している蓋然性が極めて高い一方で、自衛隊が現在合法的に存在していることも事実だからである。また本件に関しては、最高裁判所も明確な判断は示していないことに留意されたい。

viii 国家が自国または自国民に対する急迫不正の侵害を除去するため、やむを得ず行使する防衛の権利のこと。国際法で認められている。

ix もっとも、自衛を主眼としているため化学兵器などの特殊兵器に対する備えに乏しいことや、軍隊ではないことから隊員の士気の問題など、自衛隊が軍隊組織と対等に渡り合えるかには疑わしいとする意見も存在する。

x 安保条約においても自衛隊と同じ問題が存在する。すなわち安保条約が、いくらわが国の憲法に抵触する存在であっても、国際法上、合法かつ有効な条約であることは揺るがないのである。

-
- xi 例えば沖縄にある軍事基地はアメリカ本国に比べアジア諸国に極めて近い。これはアメリカの軍事的な国家戦略にとって非常に有利であり、アメリカが放棄するとは思えないのである。
- xii 国連加盟国に認められた、「ある国が武力攻撃を受けた際に、これと密接な関係にある他国がその武力攻撃を協同して排除しうる権利」のこと。自衛権の一種であり、国連憲章51条による。
- xiii 「アメリカの期待に沿う形で安保条約をより強固なものにし、同盟国として共に歩んでいく」というのも円満な解決方法の1つではあるのだが、それは憲法を改正することが必要な事柄である。どちらがよいかを判断するのはもちろん国民一人一人であるが、論旨の展開上ここでは除外しておきたい。
- xiv 粕谷進『憲法第九条と自衛権(新版)』(信山社)参照。
- xv 基本的なことであるが、勘違いしている人が多いため説明しておきたい。憲法とは国民が政府に遵守することを要求したものであり、守らなくてはならないのは政府(とその執行者である公務員)であり国民ではない。それは憲法が歴史的に国家権力の抑制と個人の権利の保障を目的としてきた事実からも歴然である。
- xvi 国家の安全を一国の軍備の増強や他国との軍事同盟に求めず、国際社会の多数の国が協同して相互に保障する制度。国連の中心的機能の1つである。
- xvii もっとも日本が同盟に非協力的であったことにアメリカが腹を立てて、「日本など知るか」という態度をとる可能性も否定できないことは事実であろう。
- xviii 永世中立と言えばスイスが有名であるが、スイスははれっきとした軍隊を有している。永世中立となることに戦力を持たないことが必須なわけではないし、その逆も然りなのである。
- xix 行きすぎた理想により立ち行かなくなり、瓦解した組織の事例は事欠かない。有名なところであれば、国際連盟やITO(国際貿易機関)などが過去そうであったし、日本の憲法9条も将来においてはそう映るのかもしれない。
- xx 本稿でとりあげたもの以外にも、「シーレーン防衛」や「集団的自衛権の行使」がその目的に該当するだろう。シーレーンとは「国家がその存立のために、他国によって脅かされてはならないと見る海上の交通路」のことで、シーレーン防衛とは、その安全を自国ではかろうとするものである。生活必要物資やエネルギーの大部分を輸入に大きく依存するわが国にとっては死活問題であり、広義の自国防衛に含まれるだろう。また集団的自衛権の行使は、現在の政府解釈によっても行使できぬものとされ、憲法を改正するよりないとされている。国連の集団安全保障はこれに基づくものであり、その意味では自国防衛にも国際貢献にも含まれるであろうし、あるいは同盟国(アメリカ)への配慮とも言えるものであろう。